

戸倉庁舎 清掃業務仕様書①

作業種別			日常清掃(月・水・金のみ)※月・水曜日が祝祭日の場合はその翌日										備考	
			床の掃き・拭き掃除	ごみ処理(灰皿清掃含む)	備品什器の除塵	玄関ドア清掃	鏡みがき	衛生陶器清掃	ペーパー・石鹸の補給	金属みがき	マットの清掃			
室種別	床材質	面積(m ²)												
1階	共用通路	塩化ビニルタイル	81.79	1/日	1/日	1/日								
	男女トイレ	磁器タイル	24.8	1/日	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日			
	時間外通用口・玄関	磁器タイル	46.45	1/日			1/月							
	階段	塩化ビニルタイル	31.88	1/日										
	給湯室	塩化ビニルタイル	8.06											
	男女更衣室	塩化ビニルタイル	48.00											
	エレベータ	塩化ビニルタイル	1.96											
	相談支援室	塩化ビニルタイル	28.35											
	洗濯室	塩化ビニルタイル	1.96											
	厚生室	塩化ビニルタイル	21.6											
	和室1・2前室	塩化ビニルタイル	4											
	オフトーク室	塩化ビニルタイル	16.8											
2階	共用通路	塩化ビニルタイル	171.5	1/日	1/日	1/日								
	基幹相談支援センター	塩化ビニルタイル	19.24	1/日	1/日	1/日								
	風除室	磁器タイル	13.65	1/日			1/週						1/月	
	正面玄関・外階段廻り	磁器タイル	58.18	1/日			1/週						1/月	
	男女トイレ(洗面廻り)	塩化ビニルタイル	16.18	1/日	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日			
	男女トイレ(便器廻り)	テラゾー	19.22	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日			
	給湯室	塩化ビニルタイル	10.12											
	多目的トイレ	テラゾー	5.25	1/日	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日			
	階段	塩化ビニルタイル	31.88	1/日										
	赤ちゃんサービスエリア	塩化ビニルタイル	1.96											
	市長室	ジュウタン	39.11											
	相談室(旧助役室)	ジュウタン	19.25											
	談話室(旧応接室)	タイルカーペット	30.0											
	相談室(旧庁議室)	タイルカーペット	34.2											
各課床	塩化ビニルタイル	704.05												
印刷室	塩化ビニルタイル	20.8												
3階	ホール(喫煙室含)	塩化ビニルタイル	20.17	1/日	1/日	1/日								
	男女トイレ(洗面廻り)	塩化ビニルタイル	16.47	1/日	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日			
	男女トイレ(便器廻り)	テラゾー	10.26	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日			
	給湯室	塩化ビニルタイル	3.24											
	各課床(教育長室含)	塩化ビニルタイル	470.85											
	廊下	塩化ビニルタイル	40.6	1/日										
	階段	塩化ビニルタイル	31.88	1/日										
4階	ホール(喫煙室含)	塩化ビニルタイル	20.17	1/日	1/日	1/日								
	階段(屋上へ)	塩化ビニルタイル	31.88	1/日										
	廊下	塩化ビニルタイル	67.64	1/日										
	男女トイレ(洗面廻り)	塩化ビニルタイル	16.47	1/日	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日			
	男女トイレ(便器廻り)	テラゾー	10.26	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日			
	給湯室	塩化ビニルタイル	3.24											
	事務室(旧事務局室)	塩化ビニルタイル	21.44											
	会議室(旧議長室)	タイルカーペット	26.8											
	会議室1	タイルカーペット	62.68											
	会議室2	タイルカーペット	98.56											
	会議室4	ジュウタン	41.08											
会議室3	塩化ビニルタイル	198.72												
床面積小計		2,702.65	785.82 (日常清掃)											

戸倉庁舎清掃業務仕様書②

業 務 内 容	数量 (㎡)	作業頻度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備 考
(清掃業務)															
日常清掃	785.82	仕様書①	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	毎週 月・水・金（閉庁日除く）※日常清掃（月・水）が祝祭日の場合はその翌日に実施すること

戸倉庁舎清掃業務種目別特記事項

(清掃業務)		
日常清掃 月・水・金 （閉庁日除く・ ※但し、月・ 水曜日が祝 祭日の場合 はその翌日に 実施すること）	床の掃き拭き	タイル面は掃き及びモップによる拭き清掃。
	ごみ収集	燃えないごみ、燃やせるごみに分別。 燃やせるごみは、随時収集し、指定日に搬出。
	備品什器の除塵	喫煙所の分煙機器(1か所)拭き掃除及び同機器フィルターの除塵、ロビー等のイス・テーブル清掃。
	玄関ドア清掃	自動ドアのガラス拭き(適宜)、溝の集塵。 軒下(玄関廻り)くもの巣除去。
	鏡みがき	常時清掃
	衛生陶器清掃	常時清掃
	ペーパー・手洗い石鹸補充	適宜補充する。
	金属みがき	便器の金属部分、洗面台蛇口他。
	マット清掃	正面玄関泥落としマット(人工芝)を必要に応じ行う。

*** その他**

1. 日常清掃は原則として午前中に終了すること。
- ※但し、日常清掃日(年末年始を除く月曜日及び水曜日)が祝祭日にあたる場合は、祝祭日の翌日(火曜日・木曜日)に実施すること。
2. 定期清掃の実施時期等については、市民窓口課と協議すること。
3. 清掃用具でモップ、箒、塵取り、バケツは、市民窓口課において準備する。
4. 清掃用具(上記以外)、手洗い用石鹸及び洗剤は受託者負担とする。トイレトペーパーは市民窓口課で負担とする。
5. 清掃作業中における来客への応接等の配慮、社員教育の徹底を図ること。
6. 洗浄剤の使用にあたっては、各々の床材質に適したものを使用することとし、事前に市民窓口課と協議すること。
7. その他の細部については、市民窓口課と協議すること。